

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人西瀬福祉会 (施設名) 認定こども園さざなみ保育園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：理事長 平山 猛 (管理者) 園長 平山 猛	開設年月日：昭和43年4月1日
設置主体：社会福祉法人西瀬福祉会 経営主体：社会福祉法人西瀬福祉会	定員：100名 (利用人数92名)
所在地：〒868-0077 熊本県人吉市下戸越町1632-1	
連絡先電話番号：0966-22-5519	F A X 番号：0966-22-6040
ホームページアドレス	http://nisifuku3373.sakura.ne.jp/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
就学前の教育・保育の提供 学齢期の子どもの居場所作り、学習支援 地域の子育ての支援 地域の高齢者等の見守り支援、等	入園式、お見知り遠足、夏祭り、夕涼み会、運動会、音楽お遊戯発表会、卒園式、季節の行事、育児講座、等
居室概要	居室以外の施設設備の概要
0歳から就学前までの保育室 学齢期の子どもの保育スペース 子育て支援室、等	医務室、ランチルーム、事務室、プール、等

2 施設・事業所の特徴的な取組

本園は、平成27年度当初の「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、認可保育所から幼保連携型認定こども園への速やかな移行が実現されています。その上で、徐々に顕在化しつつある我が国の人口減少や少子高齢化といった深刻な問題に対処すべく、「地域包括ケア」の概念を取り入れた積極的な事業展開がなされている点が高く評価されます。園舎から約1km離れた場所に借り上げた民家を「いこいの家さざなみ」と名付けて広く地域に開放し、地域福祉充実の観点から多目的な利用が可能となっていることが、その代表例として挙げられます。本園の安定的経営を図りつつも、常に地域福祉への貢献策を模索する園長の優れたビジョンのもと、地域共生社会実現のために職員一丸となって日々の教育・保育に取り組まれています。

3 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

○ 「いこいの家さざなみ」を拠点として、地域福祉への積極的な貢献が図られています。

「いこいの家さざなみ」では、「さざなみ☆うお～むはあと」の活動（料理教室や制作活動など）や近隣住民への低額料金での開放（ダンスの練習や会議など）、さざなみ学童クラブでの休憩、さざなみ保育園年長児クラスの活動といった幅広い種々の活動目

的

のために積極的に活用されており、地域包括ケアのための重要な拠点となっています。さらには、自然災害発生時などの緊急避難場所としての活用も想定されています。

○地域における公益的な活動を推進し、その一環として「生活困難者レスキュー事業」を開始しています。

生計困難者が抱える心理的不安の軽減や、利用可能な福祉制度や福祉サービスへの橋渡し役を率先して担い、生計困難者に対する相談・援助を実施することになりました。現時点では活動実績はありませんが、社会福祉法人ならではの公益的な福祉サービスの提供に期待が寄せられます。

○子どもたちの発達、成長を促す多彩な教育・保育サービスが実現しています。

保育計画に基づき、子どもの成長や発達段階に応じた多彩な保育サービスが提供されています。子どもたちに最善のものを提供したいという「こだわり」が要所に感じられます。園舎と運動場は十分な広さを有し、安全で機能的に整備されています。保育室にある移動式の壁や2階倉庫へのアクセスなど職員の利便性も考えられています。保育サービスは、「こども像」を目指すために元気な身体と豊かな情操を育む活動が展開されていますが、特に充実しているのは「食育活動」です。子どもの体験に重きを置き、職域連携と地域の協力を得ながら子どもたちに豊かな食文化が提供されています。また、地域活動にも重点がおかれ、地域行事への参加や施設訪問など子どもたちと地域を繋ぐ営みが充実しています。子どもたちの社会性の涵養に役立つと同時に施設の社会貢献にもなっています。

○子ども一人ひとりを大切にした教育・保育サービスが展開されています。

サービスの利用にあたっては、きめ細かいアセスメントが実施されています。子どもの発達や特徴に応じて個別の支援計画が策定され、支援にあたっては保護者の意向も大切にしながら、必要に応じて機関や専門家の助言を受けて効果的な保育サービスが提供されています。アレルギー疾患の子どもさんへの対応も、保護者と医療機関との連携を保ちながら適切に支援が行われています。職員も自己評価による支援の振り返りを行い、保育スキルを高めるための研修や専門職との連携研修への参加も積極的になされています。

○地域子育て支援活動が充実しています。

「さざなみ☆うお～むはあと」は年間計画に基づいて保育園の事業として学童保育、一時預かりを実施。また地域の子育て支援活動の拠点としては、年齢ごとの設定活動やふれあいサロン、保護者の自主運営によるサークル、子育て講座などが実施されています。地域の子育てニーズを先取りしながら、多彩で活発な活動が展開されています。地域からの認知度も高く多くの参加があります。

◆ 改善を求められる点

○ 園長が法人理事長を兼務しており、施設運営や様々な事業計画策定の上でも、行政や各種団体との折衝においても、欠くことのできない唯一無二の存在となっています。幅広い専門知識に裏付けられた実践能力や将来を見据えた実行力、強力なリーダーシ

ップなどが非常に高く評価されますが、万が一のケースを想定すると、法人組織としての脆弱性を指摘せざるを得ません。このような観点から、園長を補佐できる実力を有した人材の発掘・育成が望まれます。また、中長期計画において事業別の詳細な計画や財務計画は策定されていますが、人材育成についての言及があるものの、具体的な計画が策定されているとは言えません。人材確保並びに人材育成は、施設の将来をも左右する重要な要素ですから、具体策の提示が望まれます。

- 乳幼児の保育を行う施設として看護師の配置が求められますが、人材確保には至っていません。保護者がより安心して子どもを施設に預けられるような環境整備の観点から、早期の看護師配置が望まれます。
- 平成26年4月に制定された内閣府令第39号の第32条において、事故発生の防止のための委員会の設置が求められていますが、当該委員会が設置されていません。重大事故の発生防止や事故の再発のためにも、委員会活動を通じて職員に対する周知徹底が図られることが望まれます。
- ハード面でトイレの使い勝手について、職員から改善の要望が出ています。現場の意見を取り入れながら早急な改善が望まれます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H29. 12. 22)

近年の福祉ニーズの高まりを受けて、年々国の諸制度が変わっており、様々な取組を行う余地が生まれました。すべてを網羅することはできませんが、地域の福祉資源や人材と交流・協力しながら取り組むことの出来ることはしていきたいと思えます。

生計困窮者レスキュー事業や配食サービスについては社会福祉協議会よりご協力いただきながら取り組んでおり、利用件数も増えているところです。

第三者評価を受けることで課題等も明確になり今後の改善あるいは新しい取組等の示唆を得ることができました。今後の改善に取り組んで参ります。

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

◎ 評価機関

名 称	一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所 在 地	熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105
評価実施期間	平成29年8月24日～平成29年12月22日
評価調査者番号	① 第09-015
	② 第13-014
	③ 第10-006

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人西瀬福祉会 (施設名) 認定こども園さざなみ保育園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：理事長 平山 猛 (管理者) 園長 平山 猛	開設年月日：昭和43年4月1日
設置主体：社会福祉法人西瀬福祉会 経営主体：社会福祉法人西瀬福祉会	定員：100名 (利用人数92名)
所在地：〒868-0077 熊本県人吉市下戸越町1632-1	
連絡先電話番号：0966-22-5519	FAX番号：0966-22-6040
ホームページアドレス	http://nisifuku3373.sakura.ne.jp/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
就学前の教育・保育の提供 学齢期の子どもの居場所作り、学習支援 地域の子育ての支援 地域の高齢者等の見守り支援、等	入園式、お見知り遠足、夏祭り、夕涼み会、運動会、 音楽お遊戯発表会、卒園式、季節の行事、育児講座、 等					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
0歳から就学前までの保育室 学齢期の子どもの保育スペース 子育て支援室、等	医務室、ランチルーム、事務室、プール、等					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	12	
	主幹保育教諭	1		幼稚園教諭1種		
	保育教諭	12		幼稚園教諭2種	12	
	保育補助	5	1	看護師		
	副園長	1		管理栄養士		
	栄養士	1		栄養士	1	
	調理員	2		社会福祉士	1	
	事務員	1		社会福祉主事		
	合 計	24	1	合 計	26	

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません

2 理念・基本方針

◎理念 「涼風漣生 慈以心成（涼風さざなみを生じ、慈愛を以って心と成す）」

(1) 地域福祉向上

人吉の地域福祉の向上に貢献できるようさまざまな活動を展開していく。

(2) 相互扶助

地域の発展のため人と人のつながりを大切にし、助け合うことで地域福祉の向上を実現していく。

(3) 幸福追求

福祉活動を通じて人々の幸福が最大になるよう取り組んでいく。

◎基本方針

(施設の目的)

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3 施設・事業所の特徴的な取組

本園は、平成27年度当初の「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、認可保育所から幼保連携型認定こども園への速やかな移行が実現されています。その上で、徐々に顕在化しつつある我が国の人口減少や少子高齢化といった深刻な問題に対処すべく、「地域包括ケア」の概念を取り入れた積極的な事業展開がなされている点が高く評価されます。園舎から約1km離れた場所に借り上げた民家を「いこいの家さざなみ」と名付けて広く地域に開放し、地域福祉充実の観点から多目的な利用が可能となっていることが、その代表例として挙げられます。本園の安定的経営を図りつつも、常に地域福祉への貢献策を模索する園長の優れたビジョンのもと、地域共生社会実現のために職員一丸となって日々の教育・保育に取り組まれています。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月24日（契約日）～ 平成29年12月22日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	なし

5 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

○ 「いこいの家さざなみ」を拠点として、地域福祉への積極的な貢献が図られています。

「いこいの家さざなみ」では、「さざなみ☆うお～むはあと」の活動（料理教室や制作活動など）や近隣住民への低額料金での開放（ダンスの練習や会議など）、さざなみ学童クラブでの休憩、さざなみ保育園年長児クラスの活動といった幅広い種々の活動目的のために積極的に活用されており、地域包括ケアのための重要な拠点となっています。さらには、自然災害発生時などの緊急避難場所としての活用も想定されています。

○地域における公益的な活動を推進し、その一環として「生活困難者レスキュー事業」を開始しています。

生計困難者が抱える心理的不安の軽減や、利用可能な福祉制度や福祉サービスへの橋渡し役を率先して担い、生計困難者に対する相談・援助を実施することになりました。現時点では活動実績はありませんが、社会福祉法人ならではの公益的な福祉サービスの提供に期待が寄せられます。

○子どもたちの発達、成長を促す多彩な教育・保育サービスが実現しています。

保育計画に基づき、子どもの成長や発達段階に応じた多彩な保育サービスが提供されています。子どもたちに最善のものを提供したいという「こだわり」が要所に感じられます。園舎と運動場は十分な広さを有し、安全で機能的に整備されています。保育室にある移動式の壁や2階倉庫へのアクセスなど職員の利便性も考えられています。保育サービスは、「こども像」を目指すために元気な身体と豊かな情操を育む活動が展開されていますが、特に充実しているのは「食育活動」です。子どもの体験に重きを置き、職域連携と地域の協力を得ながら子どもたちに豊かな食文化が提供されています。また、地域活動にも重点がおかれ、地域行事への参加や施設訪問など子どもたちと地域を繋ぐ営みが充実しています。子どもたちの社会性の涵養に役立つと同時に施設の社会貢献にもなっています。

○子ども一人ひとりを大切にされた教育・保育サービスが展開されています。

サービスの利用にあたっては、きめ細かいアセスメントが実施されています。子どもの発達や特徴に応じて個別の支援計画が策定され、支援にあたっては保護者の意向も大切にしながら、必要に応じて機関や専門家の助言を受けて効果的な保育サービスが提供されています。アレルギー疾患の子どもさんへの対応も、保護者と医療機関との連携を保ちながら適切に支援が行われています。職員も自己評価による支援の振り返りを行い、保育スキルを高めるための研修や専門職との連携研修への参加も積極的になされています。

○地域子育て支援活動が充実しています。

「さざなみ☆うお～むはあと」は年間計画に基づいて保育園の事業として学童保育、一時預かりを実施。また地域の子育て支援活動の拠点としては、年齢ごとの設定活動やふれあいサロン、保護者の自主運営によるサークル、子育て講座などが実施されています。地域の子育てニーズを先取りしながら、多彩で活発な活動が展開されています。地域からの認知度も高く多くの参加があります。

◆ 改善を求められる点

○ 園長が法人理事長を兼務しており、施設運営や様々な事業計画策定の上でも、行政や各種団体との折衝においても、欠くことのできない唯一無二の存在となっています。幅広い専門知識に裏付けられた実践能力や将来を見据えた実行力、強力なリーダーシップなどが非常に高く評価されますが、万が一のケースを想定すると、法人組織としての脆弱性を指摘せざるを得ません。このような観点から、園長を補佐できる実力を有した人材の発掘・育成が望まれます。また、中長期計画において事業別の詳細な計

画や財務計画は策定されていますが、人材育成についての言及があるものの、具体的な計画が策定されているとは言えません。人材確保並びに人材育成は、施設の将来をも左右する重要な要素ですから、具体策の提示が望まれます。

- 乳幼児の保育を行う施設として看護師の配置が求められますが、人材確保には至っていません。保護者がより安心して子どもを施設に預けられるような環境整備の観点から、早期の看護師配置が望まれます。
- 平成26年4月に制定された内閣府令第39号の第32条において、事故発生の防止のための委員会の設置が求められていますが、当該委員会が設置されていません。重大事故の発生防止や事故の再発のためにも、委員会活動を通じて職員に対する周知徹底が図られることが望まれます。
- ハード面でトイレの使い勝手について、職員から改善の要望が出ています。現場の意見を取り入れながら早急な改善が望まれます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H29. 12. 22)

近年の福祉ニーズの高まりを受けて、年々国の諸制度が変わっており、様々な取組を行う余地が生まれました。すべてを網羅することはできませんが、地域の福祉資源や人材と交流・協力しながら取り組むことの出来ることはしていきたいと思えます。

生計困窮者レスキュー事業や配食サービスについては社会福祉協議会よりご協力いただきながら取り組んでおり、利用件数も増えているところです。

第三者評価を受けることで課題等も明確になり今後の改善あるいは新しい取組等の示唆を得ることができました。今後の改善に取り組んで参ります。

7 第三者評価結果

別紙「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	66	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 保育所の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a b・c
<p><コメント></p> <p>法人理念並びに基本方針は、「にゅうえんのしおり」（重要事項説明書）や中長期計画などに明記されるとともに、ホームページ上でも公開されるほか、法人理念並びに保育理念は園舎の玄関口に掲示されています。一方で、職員に対しては、職員会議などの場を活用して、理念や基本方針の周知が図られています。周知のみならず、それらの理解が深められるよう、園長が根気強く職員への説明を繰り返している姿勢が評価されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a b c
<p><コメント></p> <p>「平成28年度の主な事業報告」には熊本地震への言及や地域共生社会の実現を目指す土台構築についての報告がなされていますが、園長によって把握されているであろう事業経営を取り巻く環境並びに経営状況についての報告が十分になされているとは言えません。また、複数職員より、当該内容について「わからない」という声が聞かれますので、把握並びに分析結果の明文化と職員に対する丁寧な説明が望まれます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画において、平成29年度に実施された社会福祉法人制度改革、日本人の生活環境の変容や熊本県並びに人吉球磨地方の状況、人吉市の地域福祉課題といった、マクロの視点とミクロの視点双方からの状況把握と分析がなされた上で、生活困窮者レスキュー事業への取組やひとり暮らしで高齢者や障がいのある人々への支援、防犯・防災への取組、住民同士の助け合いなどの必要性が論じられ、それらの内容が事業計画にも反映されています。今後は、計算書類に基づいた安定性や収益性、生産性などの分析や人件費比率の算定などにも取組まれることが期待されます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画についての算定期間が平成27年度から5年刻みで設定されています。その上で、「先手即応と熟慮実行」というキーワードのもと、法人事業として、幼保連携型認定こども園の経営、地域子育て支援拠点事業、放課後児童等健全育成事業、生活困窮者支援事業、地</p>		

域福祉増進事業が列挙され、それらの事業別計画が具体的に策定されています。他方、「ビジョン」という言葉がイメージできない職員も散見されますので、職員に対するわかりやすい説明も不可欠であると考えられます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 中長期計画を踏まえた上で、単年度の事業別計画や財務計画が具体的に策定されています。前者については、それぞれの事業理念、事業目標、事業内容が整然と明文化される一方で、後者については、年度毎に借入金償還計画表や積立金種類別の積立金積立計画表が明示され、概観性にも優れています。さらに、各事業を展開する上で重要な地位を占めるのが人材育成であることが強調され、資質向上、生活保障、価値創造の3本柱が掲げられています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 事業報告を通じて、幼保連携型認定こども園の経営、地域子育て支援拠点事業、放課後児童等健全育成事業、地域福祉増進事業についての実施状況が把握できますが、PDCAサイクルにおけるC（評価）やA（見直し）に該当する部分が確認できませんでした。職員の理解が十分ではない部分も認められますので、今後の組織的実践によって職員の理解が深められることに期待が寄せられます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 「にゅえんのしおり」には単年度の年間行事予定表が掲載され、保護者会総会においても説明がなされていますが、事業計画全般が周知された上で理解が促されているとは言い難い状況です。このことについて「わからない」と答える職員も見られますので、わかりやすい資料を用いての利用者等への周知が図られ、職員も当該内容を理解することができるような取組が望まれます。		

I-4 保育の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 幼保連携型認定こども園に移行しているため、従来の保育のみならず、幼児教育についても考慮された取組が施設長のリーダーシップのもと組織的に行われています。例えば、各クラスの週案には「教育時間のねらい」とともに「教育時間を除いた時間のねらい」が明記され、日々の主活動の重点領域とともに、当初計画の変更の有無についても詳細な記録がなされています。また、園内外の研修会参加の機会が豊富に設けられており、職員からも良い評価を受けている一方で、様々な研修会に係る復命に時間を割けず、必ずしも十分ではないとの指摘もありますので、今後の課題として取組まれることが望まれます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> PDCAサイクルが既に導入されており、当該手法は職員にも徐々に浸透しています。園児別に作成される「育ちの気づきノート整理シート」にも当該サイクルが用いられ、気づき項目が毎月上旬・中旬・下旬に記入された上で、将来に向けた取組内容が検討されています。また、個別経過表には（PD）という付記があり、常にPDCAサイクルを意識した書類作成がなされています。但し、事業計画には、評価結果に基づいて組織的に取組むべき課題が明確化されているとは言い難く、計画的な改善策の構築には至っていないと認識している職員も少なくありませんので、組織的かつ計画的な取組が期待されます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>重責を担っている園長自らが各年度の職員についての職務分担表を作成し、職員への配布も行われています。職員会議などにおける口頭での説明もなされていますが、管理者の役割や責任を理解できていない職員の声も聞かれますので、全職員への周知と十分な理解が図られるような一層の努力が望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園長はコンプライアンスに対して十分な配慮を示しており、保育者の心得や服務心得などによって法令遵守の精神が徹底されるとともに、「さざなみ保育園機密保持規程」や「社会福祉法人西瀬福祉会苦情対応規程」、さざなみ保育園利用者を対象とした「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」などが作成され、園内研修会などで職員への周知を図っています。しかしながら、理解には至っていない職員も見られますので、職員が遵守すべき法令の内容を理解できるよう、根気強い取組がなされることが望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「平成 29 年度教育及び保育の内容に関する全体的な計画」を園長自らが編集作成しており、保育のみならず教育の質の向上への取組意欲は並々ならぬものがあります。また、園長自身が第三者評価事業の評価委員を務めており、本園が提供すべき教育・保育に係る各種サービスの質の向上の必要性を十分に理解されています。他方では、それらの取組や努力が職員に正しく伝わっていない面も指摘されますので、管理者としての指導力の発揮を職員が実感できるような取組が期待されます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人事業は継続事業と新規事業に区別され、後者に帰属する生活困窮者支援事業と地域福祉増進事業に意欲的に取組まれています。とりわけ、地域福祉増進事業については、「向こう三軒両隣」「相互扶助」「福祉増進」を事業理念として、行政や社会福祉専門家との幅広いネットワーク構築が目指され、地域における諸問題の解決に取組まれています。また、財務計画としては、独立行政法人福祉医療機構からの設備資金借入金の償還計画や施設整備積立金や修繕積立金などの積立計画が策定され、資金の内部留保について十分な検討がなされています。一方では、「経営についてはわからない」といった職員の声も聞かれますので、さらなる取組が望まれます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>就職希望者を対象として作成された「働くみなさんへ」という冊子には、本園の目指す子ども像や保育活動、地域子育て支援活動、研修体制、福利厚生制度などがわかりやすく説明されています。福祉人材の定着に関しては、すごろく形式で作成された「さざなみ☆人生ゲーム」によって、本園でのキャリアアップの道筋がわかりやすく解説されています。一方、</p>		

福祉人材難が顕著となっている状況のもと、ハローワークの活用や就活ガイダンスの実施、福祉のお仕事（WEB上のサイト）、口コミなどによる紹介など様々な手段での人材確保が図られていますが、良好な結果は得られているとは言えません。また、事業計画には福祉人材の確保に関する具体的な計画が策定されていませんので、実効性のある計画策定が望まれます。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年5月に職種に応じたチェックリストが作成され、各年度の個人目標並びに実行すべきことが職員別に明確化されています。また、園長の考案による「さざなみポイント記録票」の利用による各職員の自己採点が行われています。現在は試用段階ですが、将来的には人事考課制度に活用される予定です。人事管理について「わからない」という職員が見られますので、当該内容についての丁寧な説明が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全職員を対象とした、園長による個人面談が各年度2回（春季と冬季）実施され、職員の意向調査が実施されています。また、誕生月を迎えた職員を招いての食事会を園長自らが企画し、年齢層や職種、経験年数などが異なる複数の職員とともに、ざっくばらんな会話を通じて相互理解が深められるような努力がなされています。他方では、「就業時間内にできない仕事がある」「もう少し早く帰宅したい」「園長の様々な配慮には感謝しているが、就業中になかなか休憩できないことがある」といった職員の切実な声も届いていますので、一人ひとりの職員にとって、さらに働きやすい職場の実現に向けた取組が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>認定こども園の教育・保育のチェックリスト100や衛生管理チェックリスト50、給食関係者チェックリスト100を利用した自己評価を通じて、各職員のレベルアップが図られています。常勤職員のうち6割以上を正規職員が占めており、将来を見据えた職員育成に力が入れていることがわかります。また、コミュニケーション能力を高めることを主眼として、朝礼後「3分スピーチ」のコーナーが設けられ、希望する職員が他の職員に対して伝えたいことを簡潔にスピーチする工夫が施されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成29年度事業計画の基本方針の中に「職員の専門性を向上するべく研修を実施し、あるいは参加機会を設ける」と明記されています。年度毎の研修計画のもと、園内並びに園外の研修会への参加機会が豊富に確保されており、研修参加後の研修参加報告書の作成が義務付けられています。平成28年度の本園の資金収支計算書には、十分な研修研究費支出額が計上され、職員の教育・研修に力が入れていることがわかります。しかしながら、職員配置の問題などから必ずしも計画通りには実施されないケースも見受けられますので、今後解消すべき課題として取組むことが望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園内研修会は原則として月1回、19時より2時間程度を費やして実施され、職員の資質向上に役立てられています。参加したい研修に参加できていると評価する職員がいる一方で、園外の研修に参加する職員には研修日時や内容等を事前に伝えて欲しいといった要望も寄せられているので十分な配慮が必要です。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

実習生の受入れについては積極性が認められますが、実習生受入規程など施設としてのプログラムやマニュアル整備はなされていません。「実習生等が少ない」という園長のコメントが見られましたが、実習生を経て職員採用に至るケースも少なくありませんので、貴重な福祉人材確保の観点からも、規程の整備並びに今後の積極的な取組が期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法人の経営状況の公開が義務付けられていますので、WEB上での法人の現況報告書の閲覧が可能となっています。一方で、本園のホームページの充実も図られていますが、当該ページ上には計算書類等の決算報告書が開示されていませんので、さらなる充実が望まれます。法人の定款は近日中にホームページへの掲載が予定されています。なお、運営の透明性については、複数職員から「わからない」という率直な意見が述べられていますので、職員に対する丁寧な説明も必要であると考えられます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>予算書並びに決算書については、法人全体と、本部会計、さざなみ保育園、いこいの家さざなみといった拠点毎に適正に作成され、注記事項も適正に作成・開示がなされています。また、平成29年度からは、新規事業である生活困窮者相談支援事業についても、独立した一つの拠点として予算書が作成されています。公正性や透明性を担保するための努力を園長は惜しんでいませんが、一部の職員にとってはわかりづらいようですので、よりわかりやすい説明が望まれます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成28年度の地域子育て支援拠点事業（さざなみ☆うお〜むはあと）においては、年間延べ1,500人を超える親子の利用実績があり、サークル活動や子育て講座、ふれあいサロンのほか、様々な情報交換や保育体験などを通じて、育児ストレスの解消や子育てへの積極的な参加が促されていた。また、平成28年度の放課後児童健全育成事業においては、年間延べ3,900人を超える学童の利用実績があり、地域福祉への多大なる貢献が認められます。さらに、平成29年度さざなみ保育園・地域との連携計画（教育部分）が策定され、参加・体育・食育・交流・講座の5分野での取組内容が明記され、地域との積極的な連携や交流が意図されています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人口規模が少ないという地域性もあり、ボランティアの受入実績は多くありません。しかしながら、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にすることは大切ですし、ボランティア受入れに関するマニュアル整備も必要であると考えられます。毎年度、中学生の福祉体験活動や人吉市社会福祉協議会からの要請によるボランティアの受入実績がありますので、今後の体制整備が望まれます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の際、幸いにも施設としては大きな被害を受けなかったため、人吉市社会福祉協議会や人吉市福祉課の依頼を受けて紙オムツや粉ミルク等の救援物資の受付窓口を開設し、本園保護者の要望に応えることができています。このほか、社会福祉士会の専門職との連携等を通じた支援実績が認められます。また、熊本県社会福祉法人経営者協議会より「生計困難者レスキュー事業」の実施法人として指定され、平成 29 年度からの生計困難者に対する相談・支援体制が整備されていますので、これからの積極的な活動に期待が寄せられます。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本園の運動会や音楽発表会、夏まつりなどの多彩な行事の際に近隣のグループホームの高齢者 10 人程度が昼食会に招かれ、交流が深められています。また、夏まつりや運動会、お店屋さんごっこ、ハロウィンパーティーなどの行事は、地域子育て支援事業（さざなみ☆うお〜むはあと）との合同イベントとして位置付けられて、本園が有する優れた機能が地域社会に有効に還元されています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a b・c
<p><コメント></p> <p>「いこいの家さざなみ」での拠点事業のほか、他の社会福祉法人と共同で、低価格での夕食の配食サービス事業にも取組まれています。配食サービス利用規約とともに、配食サービス利用申込書も整備され、一人暮らしの老人 8 名を対象とした活動実績があります。配食サービス提供のみならず、当該事業を通じての人吉市社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生委員等との連携を深めることが意図されており、地域福祉の一翼を担う体制整備が進められています。今後は、ひとり親家庭などの子どもも対象とした事業展開が視野に入れられています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a b c
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者からの聞き取り調査を実施し、これに基づいた園児の個別記録が作成されています。アセスメント表には家族構成や留意点などについて詳細に記録されるとともに、必要に応じて更新記録が記入されています。これらの内容が個別経過表や家族支援に有機的に繋がられています。他方、利用者調査票によると、入園時の情報がわかりやすい内容になっていたかわからないといった意見や、早く見学を受け入れてくれたかわからないといった意見も複数見られますので、入園時の情報提供等には工夫が必要であると考えられます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a b・c
<p><コメント></p> <p>さざなみ保育園機密保持規程が整備され、職員にも周知が図られています。とりわけ、職務上知り得た利用者の情報についての機密保持は徹底されており、これに違反した場合の罰則規定が就業規則第 7 章「懲戒」に明記されています。また、本園の園則第 36 条には、教育・保育計画、保育記録、支給認定保護者に関する市町村への通知記録などの帳簿の保存年限が規定され、利用者のプライバシー保護に十分な配慮がなされています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 保育サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a b・c

<p><コメント></p> <p>本園のホームページは園の特徴が網羅され、必要な情報が得られる工夫がなされています。また、入園時並びに進級時に保護者に配布される「にゅうえんのしおり」は重要事項説明書を兼ねており、法人の理念や基本方針、運営方針をはじめとして、記載すべき事項がもれなく記載されています。個人情報保護の問題もありますが、現在のしおりには画像データが用いられていませんので、園生活の雰囲気を利用者に伝えるとともに、よりわかりやすい内容とするためにも、必要に応じた画像の挿入を検討されることも必要と考えます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>保育サービスの開始や変更にあたっては、重要事項説明書に基づく説明がなされてから、保護者から入園同意書を徴しています。また、認定こども園さざなみ保育園運営管理規程についての同意を取り付けてから、認定こども園さざなみ保育園利用契約書に基づいて利用契約が締結されています。利用者調査票によると、入園時に個別の面接があった、子どもの様子や生育歴をしっかりと聞いてくれたと答えた保護者が9割程度を占めていますが、園の目標や方針、保育園での1日の過ごし方、費用などについての説明があったと答えた保護者が7割弱となっており、入園時の説明をより丁寧に行うことが望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>園児の転園などの際には、福祉サービスの継続性に配慮するとともに、転園先での生活にスムーズに移行できるように、当該児童の個別記録の「配慮の実際」についての記録が送付されています。このような丁寧な対応がなされているにもかかわらず、「わからない」と答える職員も見られますので、職員への周知と情報共有が必要であると考えられます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>お見知り遠足や夏まつり、夕涼み会、運動会、音楽発表会、育児講座などの行事終了後に、保護者を対象としたアンケートを実施し、集計後に全世帯に当該結果が配布されています。この取組によって利用者満足の上昇が図られているものの、仕組みの整備までには至っていませんので、保護者の要望や意見が反映されるように、主要な行事のみならず、本園の運営全般についてのアンケートの実施などについて検討されることが望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>保護者向けの「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」が作成された上で、解決責任者並びに受付担当者、さらには町内会長や法人の監事が務める第三者委員も選定されています。また、ホームページ上には「苦情解決公表」のページがあり、月毎の苦情・要望等の結果が広く公表されています。平成29年9月には、保護者がノートに記した苦情についてのお詫びと改善策が当該ページに述べられていました。利用者調査票において、本園から苦情処理制度の周知があったかわからない、苦情処理制度の説明はわからないといった回答が回答数の約4分の1を占めていましたので、保護者に対する説明を丁寧に行い、この仕組みが利用しやすくなるような工夫が望まれます。なお、上述の仕組みについての文書の最終改定日が認定こども園移行前の平成23年4月1日ですので、文言等の修正が必要であると考えられます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>上述の「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」には、申出書、改善通知書、意見・要望・苦情・不満について調査しない旨の通知書といった添付書類があり、保護者が希望すれば苦情等を申し立てることができるように配慮されています。しかしなが</p>		

ら、園舎内に意見箱等の設置が見られず、保護者にとって相談したり、意見を述べたりしやすい環境が整えられているとは言えない状態ですので、保護者が利用しやすい環境整備が望まれます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	○ a・b・c
<コメント> 主幹保育教諭が受付担当を務めているため、教育・保育現場で見聞きした保護者の要望や苦情などが速やかに伝達される組織作りとなっています。各クラス担当保育者も、そのような伝達方法を常に意識しています。また、保護者から伝えられた要望などについては、朝礼や職員会議などにおいて全職員で共有することが心掛けられています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a ○ b・c
<コメント> 認定こども園さざなみ保育園安全管理マニュアルが整備され、事故防止、事故発生時の対応、再発防止について具体的に記述されています。また、「平成29年度教育及び保育の内容に関する全体的な計画」の中にも、消防署の査察、消火訓練の実施、安全教育年間計画、警察署の指導による安全教室の実施が記載されており、安心・安全な教育・保育を担保するための取組が認められます。今後、既存のシステムに事故防止委員会が関与するような体制が構築されることが期待されます。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	○ a b・c
<コメント> さざなみ保育園保健衛生管理マニュアル並びにさざなみ保育園健康管理マニュアルが整備されており、感染症が流行する度に会議が行われて対応策が検討されています。また、ノロウイルス対策の職員勉強会も実施されるなど、以前よりも衛生管理対策が改善されていることや職員の危機対応意識が高まっていることが職員によって実感されています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	○ a b・c
<コメント> 熊本地震を経験したこともあり、「被災時における対応と備蓄」が計画されています。大規模災害が突然に発生した場合、周辺道路が分断されることなどによって施設が孤立してしまう緊急事態を想定して、災害用リュックが各クラスに用意されるとともに、おおよそ3日分の飲料水と食料が園内倉庫に備蓄されており、本園を緊急避難所として機能させることも可能となっています。また、火災や地震、不審者対応を想定した避難訓練が毎月実施されるとともに、災害発生時の連絡体制の構築にも力が入れています。		

Ⅲ-2 保育サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する保育サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	○ a b・c
<コメント> 提供するサービス全般は、園長作成の「教育および保育の内容に関する全体的な計画」にすべて網羅されています。事業の目的、保育理念を基に保育方針、また、子どもの発達課題に応じて保育目標が明確化されています。さらには保育指針において標準的な実施方法が明示されています。日々の保育サービスも保育計画に基づいて忠実に営まれており、施設の持つ機能を最大限に活用され、保育水準も十分に確保されています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○ a b・c
<コメント> サービス内容の定期的評価については、「認定こども園教育・保育チェックリスト」ほか衛		

生管理、給食関係者のためのチェックリストによる職員の自己評価や定期的な職員面接による聞き取りが実施されており、第三者評価については今回初めて受審されていますが、今後も定期的に保育サービスを客観的に振り返る機会が必要です。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより保育サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な保育サービス実施計画を適切に策定している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>個別的な保育サービスの実施にあたっては、各担任により指導計画策定がなされており、統括責任を主幹保育教諭が担っています。アセスメントについては保護者への詳細な聴き取りがなされ、「お子さんの情報・確認」「個別調査書」「緊急連絡表」が書式として整えられ、個別指導計画にも十分に反映されています。</p> <p>さらにアセスメントの精度を高めるためには、子どもが置かれている家族関係や地域の様々な社会資源とのつながりについては、「エコマップ」等の表記法の活用を図られるとより効果的だと考えられます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に保育サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>保育サービス実施計画の評価・見直しは、担任と主幹保育教諭で行うことになっており、個別指導計画は各月ごとに、クラス運営全般については年度ごとに評価と見直しがおこなわれています。システムとしての定着はなされていますが、職員自己評価によるとよく分からないという意見もあり、さらなる共有化が期待されます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 保育サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する保育サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>実施状況の記録では、指導計画としての、年間計画・月間計画・週間計画、食育指導計画や保育実践上の記録としてアセスメント表・個別記録、日誌類や健康診断記録、食育実施記録や交通、防犯、避難訓練の実施記録も備わっており、PDCA サイクルが確立されています。ただし、職員自己評価によると情報伝達や共有の不備を指摘する声もありましたので、共有化への工夫が期待されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理体制では、記録の管理者・保管や廃棄に関する規定が整備されています。パソコン媒体を含むデータの管理についても就業規則第 17 条に明記され、管理も徹底されています。利用者の状況を職員間で共有化することについては、担任に責任を持たせ、必要に応じて主幹保育教諭が助言を加えるなどサポート体制が備わっています。データの流出やパソコン本体の破損やウィルス汚染を防止するためにパソコンには保管せず、メモリースティックをそれぞれの担任が活用し、プリントアウトして保管されています。</p> <p>また、記録媒体の不調に備えるためのバックアップを取っておくことも必要です。</p>		

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	(a)・b・c

<p><コメント></p> <p>保育課程については、保育方針や保育目標に基づき、園長や主幹保育教諭を中心にして子どもの発達過程に基づき緻密にかつ体系的に策定されています。</p> <p>本園の保育の目指す子ども像に基づき、①運動遊び ②食育活動 ③音楽活動 ④異年齢活動 ⑤地域活動が有機的に営まれ保育内容についての保護者の満足度も高いようです。各クラス担任と副主任、主幹保育教諭との連携も取られており丁寧で活力のある保育が展開されています。保育内容については、職員の自己評価では全体的に高い評価をつけておられ、基本的な生活習慣の獲得や異年齢児交流、自然とのふれあいや地域との交流なども、基本方針に基づき積極的に展開されています。</p>		
	<p>A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>○a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>乳児保育の「バンビクラス」は、ハード面では保育室も十分な広さがあり日当たりもよく乳児に基本的な生活リズムを培い、安心して過ごすための環境が提供されています。保育内容も乳児の発達課題を理解され充実しています。本園では子どもの発達や環境面への配慮から布おむつ使用が原則となっています。保護者が準備することになっていますが、園で洗濯をしてもらえるということで保護者にも好評です。日本の伝統的な子育ての営みとして今後も継承していただくことを期待します。また離乳食も、子どもの発達における「食育」としての観点があり、保護者からの相談や啓発活動も積極的です。</p>		
	<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a・○b・c</p>
<p><コメント></p> <p>1・2歳児「バンビ」「シープ」の保育については、自分でしようとする意欲や探索活動が十分に行えるような安全な環境が提供されています。子どもの発達課題を押さえ、基本的な生活習慣の獲得を目指し、戸外遊びや音楽遊び、食育にも重きを置き、子どもの世界の広がりに応じて社会体験や自然との係わりを重視した保育が展開されています。ハード面に関してですが、子どもの排泄の自立を促していく時期にあたることから職員からあがっている、トイレと手洗い場の改善の要望には早急に取り組む必要があります。</p>		
	<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>○a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児以上の保育「ドナルド」「ラビー」「ミッキー」は、屋外での遊び、音楽遊び、製作活動、縦割り保育の提供などバラエティに富んだ保育活動が展開されています。食育では、自園で収穫した野菜などを昼食として提供するほか、「クッキング」など子どもたちの関心を高める営みや食を通しての地域交流も豊かです。また地域の行事にも積極的に参加され、地域の高齢者施設の訪問等が行われています。このことは子どもの社会性の涵養につながるだけでなく、地域の施設理解にもなり、子どもたちの肯定感を高めることにも寄与しています。</p>		
	<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	<p>○a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>小学校との連携については、近隣に位置することもあり小学生との「ふれあい会」などで日常的に交流が図られています。入学前から入学後への支援も計画的に実施され、職員間の意見交換や研修会も企画されており、積極的な連携が図られています。</p> <p>本園では「さざなみ☆学童クラブ」が実施されていますが、地域のニーズに沿って放課後や長期休暇時の活用がなされ、保護者支援はもとより学童の地域生活や心身の成長にも効果的であるばかりでなく、園内の学童の出入りによる園の活性化や学童に役割を与えることによる異年齢交流にもよい刺激となっています。</p>		

	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a <input checked="" type="radio"/> b c
<p><コメント></p> <p>職員の接し方と、児童を個人として尊重する取り組みは、子どもの権利という観点から、日々の保育サービスにおいても自覚されています。職員のチェックリストによる自己評価を通じ、振り返りの機会を持たれており、努力の後が見られますが、職員アンケートからは、言葉遣いや接し方の振り返りの機会提供のことが挙げられています。保護者アンケートでは、比較的到高評価ではありますが、意見の一部については、専門職として謙虚に受け止めなければならないものもあります。継続的に理解を図っていただくための努力を期待します。</p>		
	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	<input checked="" type="radio"/> a b・c
<p><コメント></p> <p>入園当初は不安を抱える子どもたちも多いと想定されます。入園時の保護者面接にて、「にゅえんのしおり」（重要事項説明書）を配布し、子どもも保護者も安心できるように適切に説明がされ万全の体制が取られています。年度初めには、家庭訪問が実施され、子どもの家庭環境の把握が行われます。常に子どもたちが環境の変化に順応できるように保護者と連携を取るようにしてあり、慣らしについても個別の状況に配慮しながら丁寧に行われています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a <input checked="" type="radio"/> b c
<p><コメント></p> <p>子どもが心地よく過ごせる生活空間として人的、物的環境が整備されています。それぞれの子どもの成長や発達の課題に沿って機能的、また創造的に営まれています。特に寝具の管理などの衛生面の配慮や年長の子どもの午睡の時間の調整にも配慮がなされています。</p> <p>ハード面の特徴として空間確保のための可動式の壁や備品の搬入出の際の職員の負担を減らすためのリフトなど工夫がされています。一方では、未満児（0歳・1歳児）のトイレが狭く、手洗い場がトイレの中にあり、使い勝手や衛生面の配慮について課題があります。また、比較的園舎が新しく機能的に整備されているものの、定期的なメンテナンスの必要性を感じた箇所があります。（例；エアンの吹き出し口の埃）</p>		
	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a <input checked="" type="radio"/> b c
<p><コメント></p> <p>保育課程では、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたち健康で安全な生活を実現するための基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）を培うことを目標にしています。</p> <p>子どもの基本的な生活習慣の獲得は保護者と協力して行わないと実現ができないものです。そのためには子どもの情報共有が不可欠であり、各クラス担任と保護者とは適切な連携が保たれています。保育室の配置や機能については適切ですが、トイレについては子どもの排泄の自立を効果的に行うためにも改善が必要です。</p>		
	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	<input checked="" type="radio"/> a b・c
<p><コメント></p> <p>年間の行事予定表では、子どもたちが主体的かつ人間関係を広めていくための活動が多く提供されています。日常的な保育で展開される「ちびっこひろば」での縦割り保育、学童保育の子どもたちとの交流、屋外での運動遊びや収穫体験など身体を使って活動する場が多く提供されています。また年間行事では運動会やマラソン大会、夏まつりやお遊戯・音楽発表会、また消防クラブ活動などが計画され、多くの共同的な体験の機会が提供されています。</p> <p>運動遊びにとって大切な園庭は適切な広さがあります。砂場やプールも広く確保されて適切に管理されています。その他の遊具も機能的、かつ色彩も豊かであり、季節に応じて使い</p>		

分けがなされています。全般的に死角は少ない配置ですが、危険予知が未熟な子どもたちです。保育中の子どもたちの把握や経年変化が伴う遊具については定期的な点検を実施されることをお勧めします。		
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>自然環境の豊かな地域あって、日常的にも保護者や地域住民との豊かな交流と協力体制が整っており、子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれる機会が多く提供されています。</p> <p>年間計画では、農家やJAの方々の協力を得ての田植えや収穫体験などの食育活動、親子で体験する「伝承遊び」、祖父母との交流などが行われています。子どもたちが地域の多くの大人の見守りの中で生まれていることを理解し、地域の高齢者施設訪問、交通安全教室、消防クラブ、消防署見学などの学びを通して、将来の市民としての自覚を養う機会にもなっています。</p>		
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>保育計画では、子どもの発達と言語の獲得に向けての支援が体系化されています。運動遊び、マーチングと和太鼓の指導による音楽活動やリトミックが行われています。そのための楽器も豊富に準備されています。園内行事では、保護者や地域の方々もお招きして、お遊戯音楽発表会が催されています。また地域に赴いて、各種地域行事の中で、子どもたちが培った表現活動を披露できる場が提供されており、子どもたちの自信にもなっています。</p>		
A-1-(2)-⑥	施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>通常の利用空間は1階平屋であり、採光が工夫され、広く解放感のあるバリアフリーで使いやすい構造になっています。各クラスに玄関があり、子どもたちの送迎時の受け渡しがスムーズにできる環境が準備されています。それぞれのクラスに掲示板が設置してあり、園行事や感染症情報、研修情報など随時保護者が閲覧できるようになっており情報がいつも公開されています。保護者アンケートにもあるように、アットホームで雰囲氣的にオープンな印象があります。</p>		
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>「認定こども園の教育・保育チェックリスト100」を年2回と、園長、主幹保育教諭による面談を通しての自己評価が行われています。日々繰り返される保育サービスの中で少し立ち止まって、振り返りの機会を持つことは大切なことです。また、「衛生管理チェックリスト50」、「給食関係者チェックリスト100」もあり、園全体で自己評価が行われ、保育全般の水準が高められています。</p>		

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	(a) b・c
<p>保育課程における生活と発達の連続性については、保育サービスの最も根幹に関わる場所です。全般的によく理解がなされ、保育水準も高いレベルにあります。年間を通して振り返りの場をとってあり、職員の自己評価からも、また保護者アンケートからも高い評価があり、その様子はつぶさに伝わってきます。</p>		
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環	a (b) c

	境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	
<p><コメント></p> <p>障がいのある子どもさんへの対応については、対象となる子どもがいないということですが、発達障がい傾向の子どもがおり、関係機関と連携がとられています。職員にとっては具体的なケースを取り扱う機会が少ないということで、実際に受入となった場合の不安を有している者も見られます。様々な障がいへの対応が可能となるように引き続き、ハード面の安全対策、バリアフリー化を推進されること、さらには職員のスキル向上のための研修の場の提供が求められます。</p>		
	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	○ a b・c
<p><コメント></p> <p>延長保育については、保護者のニーズにそって適切に提供されており、軽食を準備するなど子どもたちへの配慮も行き届いています。現在6～7名の利用があるということですが、迎えなど保護者の協力も得られて適切な運営がなされています。</p>		
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	○ a b・c
<p><コメント></p> <p>「衛生管理マニュアル」において保育サービスで保育士の行うべき事項（手順）が定められ、食中毒や感染症対策に対しても具体的かつ詳細に対応の手順が記載されています。また個々の子どもの個別記録とともに健康診断記録が保管されています。</p> <p>日常の送迎時の保護者との情報把握に努めることと、保育中の体調の変化を観察し早期に対応すること。体調悪化やけがなどについては、保護者への迅速な連絡に努めるとともに事後の確認を行うようになっています。熱発時は38°を目処に迎えの要請を行うようになっています。</p>		
	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	○ a b・c
<p><コメント></p> <p>食育年間計画では、子どもたちが豊かな食の営みができるよう様々な工夫がなされています。毎日の給食には地元産の様々な食材も使用され、盛り付けや味つけなどに工夫がされています。また行事食や郷土色を活かしたメニューも計画されています。楽しい雰囲気を醸し出すためにランチルームの提供、テーブル配置や子どもの編成なども留意されています。職員からの食材や献立の説明などもイラストを使用したりして適切に行われています。</p> <p>言語訓練が必要な子どもさんがおり、咀嚼に課題があります。家庭と連携を取り、栄養士の指導があり、おやつなどで配慮されています。</p>		
	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	○ a b・c
<p><コメント></p> <p>食育年間計画に基づき計画的に取り組まれています。クラス担任は月の食育目標に沿って食育指導の振り返りを行うことになっています。乳児への離乳食の提供は保護者とも連携し適切な提供がなされるように配慮されています。評価・反省と共に嗜好調査も実施されています。また調理員や栄養士がクラスの食事に加わり、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会がとられており、メニューや調理方法を工夫したりなど見直しや改善につながっています。</p>		
	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。	○ a b・c
<p><コメント></p> <p>「食育」は園の方針の大きな柱であり、「食育の理想像」を掲げ、「子どもたちの五感を豊かに育み、子どもたちが楽しく食べる力を養う」ことを目標とされています。</p> <p>授乳期・離乳期」「幼児期」と課題を定め、添加物をできる限り使用せず、お菓子については無添加のものを使用しています。</p> <p>毎月1回を食育の日と定め、食育指導計画に基づいて農家やJAの指導による田植えや芋の苗つけ、そして収穫の体験が行われます。祖父母も交えたお料理教室なども計画され世代交流や感謝の心を学ぶ機会も取り入れられています。日々の保育サービスでもランチルームの設置、自園給食や炊きたてご飯の提供など、子どもたちの発達に応じて細やかな配慮がな</p>		

されています。保育者と給食担当者間の部門連携が進んでいます。		
A-2-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断は年2回、歯科検診は1回実施されています。その結果については、保育サービスでの個別の保健計画に十分に反映されています。あわせて結果を担当から保護者にきちんと伝えるシステムが備えられています。しかしながら保護者アンケートによると大半の保護者には伝わっていると認識されますが、説明不足を感じている保護者が12%となっています。保護者と診断結果を共有し、家庭での生活に活かしてもらうためにも保護者への情報提供は重要です。</p>		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患については事例が一例ありますが、保護者をはじめ関係医療機関と連携が保たれています。必要に応じ除去食等については職域間で協議、連携が図られています。また、職員の理解を図るための研修会への参加もなされています。</p> <p>「にゅうえんのしおり」には、保護者からの情報提供を求め、除去食の必要がある場合には「除去食依頼書」の提出が義務づけられています。</p> <p>公益財団法人日本学校保健会では学校給食によるアナフィラキシーショックによる重篤な事例も報告されています。保健衛生管理マニュアルに食中毒や感染症への対応については詳細に記載されていますが、アナフィラキシーへの対応方法などの手順も準備しておく必要があります。</p>		
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>調理場の衛生管理については、栄養士と調理員によって管理され、常に清潔が確保されています。次亜塩素液での調理場や食器の消毒や作業の際の手洗いとアルコール消毒も徹底されています。</p> <p>保健衛生マニュアルにより食中毒発生時の対応についても詳細に記載されています。フローチャートを作成し職員間の役割分担、嘱託医と監督行政機関への連絡、保護者への周知と園内での具体的な対応方法等の流れを明示されることを期待します。</p>		

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価、保護者アンケートによりますと、全般的に保護者との関係性のよさが認められます。</p> <p>義務化はされていないので意見箱の設置がありませんが、時によって面と向かって言えない要望や不満などもあるので、意見聴取の機会を増やすためにも設置をお願いしたいところです。</p>		
A-3-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a・b・c
<p>保護者アンケートでの評価はとても高く、保護者との信頼関係の強さが窺われます。子どもの発達や育児などについても、日常的に相談しやすい環境が提供されています。また年に3回開催される育児講座も講師からのお話のみならず、親子で運動を行う体験型の講座などもあります。運動会や夕涼み会、遠足など園での親子参加の行事も多く企画され、園での子</p>		

どもの様子を理解する機会が提供されています。		
	A-3-(1)-③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>児童虐待への対応については、最近では特に際立った虐待事例はなかったようですが、保育所保育指針においても「虐待予防や発生時の対応について細心の注意が必要」とされており、日常の送迎時や入所児童との関わりにおいての職員の観察や気づきなどが重要になります。「早期発見のためのチェックリスト」が虐待防止マニュアル等で提供されていますので、職員会議等で説明をされ活用をされることを望みます。</p> <p>なお、虐待対応が必要になった場合は児童の安全確保を最優先にし、速やかに関係機関及び必要に応じて児童相談所への通告が義務づけられていますので留意が必要です。虐待対応マニュアルについては整備されていますが、さらに職員の動きや支援の流れをわかりやすく示したフローチャートを作成することが望まれます。</p>		

(参 考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	23	22	0
内容評価基準（評価対象A）	21	6	0
合 計	44	28	0